

平成十六年国土交通省令第八号

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第九十六号）の施行に伴い、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第六条及び同条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）の規定に基づき、並びに船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条及び同条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法を実施するため、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令の全部を改正する省令を次のように定める。

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令（平成十三年三月三十日国土交通省令第七十三号）の全部を次のように改正する。

（準用）

第一条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三条の三から第三条の十三までの規定は船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条の登録、登録電子通信移行講習、登録電子通信移行講習事務、登録電子通信移行講習規程及び登録電子通信移行講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三 第一条法第十七条（法第十船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三十七条の三 第二条項において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第十七条（一部改正法第六條において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の三 第二項において準用する場合を含む。）

電子通信移行講習

第三条の三 第一項	海技免許講習	
第二号及び第三号、同条第二項第三号及び第五号並びに第三条の六第一号二		
第三条の三 第一項	法別表第一	一部改正法別表
第三号	法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に並び、それぞれ同表の中欄	一部改正法別表の上欄
第三条の三 第二項	法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に並び、それぞれ同表の下欄	一部改正法別表の下欄
第三条の三 第二項	法第十七条の二 第二項各号	船舶操縦者法第十七条の二 第二項各号
第六号	法第十七条の二 第三項	船舶操縦者法第十七条の二 第三項
第三条の四	法第十五条の二 第三項	船舶操縦者法第十五条の二 第三項

第三条の六 第一項	法第十七条の四	一部改正法附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の四
第三条の六 第一号及び第四号並びに第三条の八 第六号	登録海技免許講習管	登録電子通信移行講習管理者
第三条の七	法第十七条の五	一部改正法附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の五
第三条の九	法第十七条の六 第二項	船舶操縦者法第十七条の六 第二項
第三条の九及び第十三条の十三	法第十七条の七	船舶操縦者法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八 第二項第三号	船舶操縦者法第十七条の八 第二項第三号
第三条の十一 第一項	法第十七条の八 第二項第四号	船舶操縦者法第十七条の八 第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	船舶操縦者法第十七条の十二
第三条の十三	前条第二項	一部改正法附則第三条に規定する経過措置に関する省令第一条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年運輸省令第九十一号） 第三条の十二 第二項

（証票の様式）

第二条 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号） 第十七条の十三 第二項の証票の様式は、次のとおりとする。

様式（第6条関係）

（表）

（縦5.5cm、横8.5cm）

第 号	
立 入 検 査 職 員 証	
写 真	官 職
	氏 名
上記の者は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律第6条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第17条の13第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証する。	
年 月 日 発行	
年 月 日 限り有効	国土交通大臣〔 地方運輸局長 運輸監理部長 〕 印

（裏）

船 舶 安 全 法 及 び 船 舶 職 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （抄）
（準用）

第六条 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条から第十七条の三までの規定は電子通信移行講習並びに附則第三条の登録及びその更新について、同法第十七条の四から第十七条の十三まで及び第十七条の十五（同条第五号を除く。）の規定は登録電子通信移行講習、登録電子通信移行講習を行う者（以下「登録電子通信移行講習実施機関」という。）及び登録電子通信移行講習の実施に関する事務について準用する。この場合において、同法第十七条の二第一項中「別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄」とあるのは、「二級海技士（通信）又は三級海技士（通信）」の資格に応じ、それぞれ船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律別表の上欄」と読み替えるほか、必要な技術的謄替えは、政令で定める。

船 舶 職 員 及 び 小 型 船 舶 操 縦 者 法 （抄）
（報告等）

第十七条の十三 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、登録海技免許講習実施機関に対し、登録海技免許講習事務に関し報告させ、又はその職員に、登録海技免許講習実施機関の事務所に立ち入り、登録海技免許講習事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附則

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。